

にし阿波いちごインターンシップ研修生募集要領

1 目的

いちご栽培に関心のある就農希望者を対象に、にし阿波のいちご農園において地元農家や農業法人の指導のもと短期の農業就業体験を行うことにより、自らの農業適性を確認するとともに、にし阿波のいちご栽培について知見を深め、就農・就業意欲を醸成することを目的とする。

2 参加者の要件

にし阿波いちごインターンシップ（以下、「インターンシップ」という。）の参加者は、次の要件を全て満たす者であること

- ①職業としていちご栽培に関心があること
- ②体験先の農業者の指導に従い、就業体験を受けること
- ③就業体験に係る傷害保険等に加入すること
- ④別に定める事項に誓約すること

3 インターンシップの内容

(1) 体験内容

三好地域内の周年いちご栽培農家または農業法人の農園において、育苗や栽培管理、収穫、出荷などを体験する。なお、季節によって体験内容・体験の時間帯は異なる。

(2) 実施時期

令和7年5月～令和8年3月

(3) 体験期間

1日から3日間程度

(4) 体験時間

概ね8時間（移動時間含む※1）。なお、実施時期※2によって開始・終了時間は前後する。

※1 指定の宿泊施設から農園までの移動は、体験先の農家等の車両に同乗

※2 夏秋いちご収穫期は、早朝からの作業となる

(5) 費用負担・助成

①費用負担 農業体験にかかる受講料は無料とする。なお、交通費、食事代、傷害保険料、作業に必要な準備物（作業着、軍手、長靴等）、体験が中止となった際のキャンセル料等は参加者の自己負担とする。

②助成 宿泊費について、事務局指定の施設（農林漁家民宿）に宿泊する場合は、1泊につき5,000円を事務局が負担し、参加者はそれを減じた額を負担する。

4 インターンシップの申込み

にし阿波いちごインターンシップ申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）により、希望する開始日の3週間前までに、下記提出先へ電子メール、郵送、もしくはファクシミリにて提出を行うものとする。なお、送信後に必ず電話で着信を確認すること。

【提出先】

〒778-0002

徳島県三好市池田町マチ 2415

徳島県西部総合県民局農林水産部<三好> 農業支援・食農担当

にし阿波いちごタウン構想コンソーシアム事務局

電話：0883-76-0654 ファクシミリ：0883-76-0453

メール：seibu_nrs_my@pref.tokushima.lg.jp

5 インターンシップ受入先の決定

申込書（様式第1号）をもとに、受入先を決定し、参加者に通知する。

6 個人情報の管理について

本事業の実施に関して収集した個人情報については、県の個人情報保護条例に基づき適切に管理し、本事業の目的以外に使用しません。

7 留意事項

- (1) 受入農業者と参加者の健康状態、災害の発生、感染症のまん延等の理由により、やむを得ず体験を中止する場合があります。
- (2) ご本人の了承を得た上で、研修中の写真等を広報物に掲載させていただく場合があります。

8 施行日

本要領は、令和7年5月1日から適用する。